



平成 25 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 関 電 工
代 表 者 名 取締役社長 水江 博
(コード番号 1942 東証第1部)
問 合 せ 先 総務部長 前田 克哉
(T E L 03 - 5476 - 2111)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社及び当社子会社の株式会社TLC（以下「TLC」という）はそれぞれ、本日、公正取引委員会より下記内容の排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

お客様や株主の皆様を始め関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、今回の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は東京電力株式会社が発注する地中送電ケーブル工事の受注において、また、TLCは東京電力株式会社が発注する架空送電線工事の受注において、独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を取りやめていることを確認すること及び今後同様の行為を行わないために必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

当社及びTLCは、上記違反行為について以下の課徴金納付を命じられました。

- ・納付すべき課徴金の額：当 社 1億 679万円
TLC 1億1,645万円
- ・納付期限：平成26年3月24日

3. 再発防止に向けた取り組み

従来より当社は、内部統制の強化を目的とした組織体制の整備や当社グループの事業活動における行動原則を明確化した「関電工グループ企業行動憲章」の制定など、公正かつ適正な事業運営に努めてまいりました。今後、二度と同様の事態が発生することのないよう、独占禁止法遵守に関する教育を改めて徹底するとともに、法令遵守体制の再構築や内部監査機能の充実を図るなど、再発防止に全力を尽くしてまいります。

4. 役員報酬の一部返上

今後の再発防止に向けた取り組み姿勢をより明確にするため、取締役会長及び取締役社長は月額報酬の30%を、その他の取締役は月額報酬の30~10%をそれぞれ3ヶ月間返上させていただくことといたしました。

5. 業績に与える影響

本件に伴い、指名停止措置及び営業停止処分等を受けた場合には、今後の連結業績及び個別業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、課徴金については、平成26年3月期第2四半期決算においてその相当額を引当金計上しております。

以 上

※ (参考) 株式会社T L Cの概要

1. 商 号 株式会社T L C
2. 所 在 地 東京都荒川区東尾久3-27-7
3. 代 表 者 代表取締役社長 大西 斉
4. 事 業 内 容 (1) 送電・通信等の電気設備に関する調査、測量、設計、工事、施工管理及び保守
(2) 前号に関する土木及び塗装等に関する調査、測量、設計、工事、施工管理及び保守
5. 資 本 金 98百万円